

【上記以外の学校感染症の場合：マイコプラズマ、EB ウイルス、RS ウイルス・感染性腸炎など】

待機期間：医師の指示に従ってください。

手続きに必要な書類（ボールペンで記入 または、PC 入力したものを印刷出力）

- ① 「体調記録票」・・・発症した日から登校可能日までの体調（体温、症状など）を記録
- ② 病院受診時の診療明細書のコピー（受診回数分すべて）
- ③ 「登校可能証明書」・・・主治医に作成依頼が必要。

■ **登校可能となりましたら上記の書類を持参のうえ保健室に手続きに来てください。**

書類に直接入力する際は N ノートもしくはパソコンで行ってください。スマホで書類の作成は出来ません。

■ 「体調記録票」「登校可能証明書」は保健室 HP「保健室の報告書書式（PDF）」にあります。プリントアウトして使用してください。

不明な点がありましたら保健室にお尋ねください。092-851-5292（保健室直通）hoken@nakamura-u.ac.jp